SCREEN

第 76 回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成29年6月27日(火)午前10時

開催場所

京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1 当社本社5階ホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

議決権行使期限

平成29年6月26日(月)午後5時

目 次

| 第76回定時株主総会招集ご通知・・・・・・・・・・・・・ | • | 1 |
|--|---|----|
| [添付書類] | | |
| 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 3 |
| 連結計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 28 |
| 計算書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 30 |
| 監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 32 |
| | | |
| 株主総会参考書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | • | 36 |

株主各位

京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

株式会社 SCREENホールディングス

取締役社長 垣 内 永 次

(証券コード:7735)

平成29年6月5日

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

<u>なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年</u>6月26日(月曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成29年6月27日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

当社本社5階ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3. 目的事項
 - **報 告 事 項** 1. 第76期 (平成28年4月1日から) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならび に会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第76期 (平成28年4月1日から) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示くださり、前頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使の場合】

電磁的方法により議決権を行使される場合には、47頁に記載の「電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使について」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面および電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権の 行使を有効なものといたします。

以上

- 1. 本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めにもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.screen.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合せて監査を受けております。
- 2. 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.screen.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

経営状況説明会 開催のご案内

株主総会終了後、同会場にて経営状況説明会の開催を予定しておりますので、ご出席くださいますよう ご案内申しあげます。

[添付書類]

事業報告 (平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、英国のEU離脱選択や中国経済の下振れ懸念などから一部にやや弱さが見られたものの、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。米国では雇用や個人消費の改善に加え、設備投資が持ち直すなど、景気回復が続きました。欧州でも緩やかな景気回復が続きましたが、雇用の改善に頭打ちが見られるなどやや弱含みで推移しました。また、中国では安定成長を目指す政策効果もあり、景気の減速は緩やかなものとなりました。わが国経済におきましては、企業収益や雇用の改善に加え、設備投資や個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、半導体業界では、高機能スマートフォンやIoT関連のビッグデータ処理用データセンター向けの旺盛な需要を背景に、ファウンドリーにおいて微細化投資が活発化しました。また、サーバーやストレージ向けなど、メモリーメーカーにおいても高水準の設備投資が続きました。FPD業界では、中国での大型液晶パネル向け投資に続き、国内や中国・台湾において、中小型液晶パネル向けに活発な設備投資が行われました。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、売上高は3,002億3千3百万円と前期に比べ405億5千8百万円(15.6%)増加しました。利益面につきましては、研究費の増加や海外拠点の強化に伴う人件費の増加があったものの、売上の増加などにより、営業利益は、前期に比べ101億7千4百万円(43.2%)増加し、337億3千1百万円(営業利益率11.2%)となりました。また、営業外費用において固定資産除却損、特別利益において投資有価証券売却益、特別損失において固定資産に係る減損損失などを計上しました。以上の結果、経常利益は、前期に比べ88億4千1百万円(38.1%)増加の320億1千9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ53億5千3百万円(28.5%)増加の241億6千8百万円となりました。

セグメント別の概況は、以下のとおりです。

セミコンダクターソリューション事業:SE

セミコンダクターソリューション事業では、ファウンドリー向けの売上が、前期に比べ、大幅に増加するとともに、メモリーメーカー向けの売上も堅調に推移しました。製品別では、顧客の微細化投資を受け枚葉式洗浄装置の売上が大幅に増加するとともに、バッチ式洗浄装置の売上も堅調に推移しました。地域別では、国内や北米向けは減少しましたが、アジアにおいて台湾や中国向けを中心に売上が大幅に増加しました。これらの結果、当セグメントの売上高は2,060億9千7百万円(前期比24.3%増)となりました。利益面では、研究費や海外拠点の強化に伴う人件費の増加があったものの、

売上の増加により、営業利益は293億1千5百万円(前期比56.6%増)となりました。

グラフィックアンドプレシジョンソリューション事業:GP

グラフィックアンドプレシジョンソリューション事業では、印刷関連機器については、POD装置の市場浸透を進めたものの、期中の円高影響を受け、海外の売上が減少したことに加え、国内の売上も低調であったことから、前期に比べ売上が減少しました。またプリント基板関連機器の売上は前期並みとなりました。これらの結果、当セグメントの売上高は547億4千8百万円(前期比10.7%減)となりました。利益面につきましては、変動費の低減を進めたものの売上減少の影響が大きく、営業利益は22億2千4百万円(前期比29.8%減)となりました。

ファインテックソリューション事業:FT

ファインテックソリューション事業では、前期に比べ、中国向けの大型パネル用製造装置の売上は減少しましたが、国内や中国・台湾向けの中小型パネル用製造装置の売上が増加しました。これらの結果、当セグメントの売上高は381億4百万円(前期比20.6%増)、営業利益は43億9千1百万円(前期比59.8%増)となりました。

セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位:百万円未満切捨)

| 区 分 | 売 上 高 | 構成比 | 前連結会計年度比 |
|--------------------------------------|-------------|--------|----------|
| セミコンダクターソリューション事業 | 206,097 百万円 | 68.6 % | 124.3 % |
| グラフィックアンドプレシジョン ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 | 54,748 | 18.2 | 89.3 |
| ファインテックソリューション事業 | 38,104 | 12.7 | 120.6 |
| そ の 他 | 1,283 | 0.5 | 127.8 |
| 合 計 | 300,233 | 100.0 | 115.6 |

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社は、社債償還資金に充当するため、長期借入金10億円を調達いたしました。なお、将来の資金安定確保を目的として、総額300億円のコミットメントライン契約を複数の金融機関との間で締結しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は82億5千6百万円で、その主なものはセミコンダクターソリューション事業用研究開発設備の拡充であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成27年3月期~平成29年3月期の3カ年におきまして中期3カ年経営計画「Challenge 2016」に取り組んでまいりました。この間、セミコンダクターソリューション事業では、スマートフォンの需要拡大を背景にした継続した最先端投資やIoTに代表される新しい領域の拡大による追い風と、絶え間ない収益構造改革により、売上・収益とも拡大することができました。グラフィックアンドプレシジョンソリューション事業では、一定の売上規模の拡大は見られたものの、デジタル印刷機市場の競争激化などにより、収益性が低迷する結果となりました。また、ファインテックソリューション事業では、中国市場での設備投資意欲が旺盛な中、時宜を得た活動と新分野への取り組みにより、当初予想を上回る好業績を残すことができました。

このような背景から、計画で目標に掲げた、①「収益構造改革を完遂し、高収益体質へ」として、 最終年度において営業利益率10%以上、②「新規領域での事業化」、③「財務体質の強化」として、 最終年度末において自己資本比率50%以上、に対して新規領域での事業化に関しては遅れはあるも のの、一定の成果を出すことができました。

われわれを取り巻く事業環境は、変化が激しく、スピードとイノベーションが求められるものの、常にビジネスチャンスは存在し、市場としても成長し続けるものと認識しております。そのような環境の下、今年度から3年間で新たに取り組む、中期3カ年経営計画「Challenge 2019」では、前中期経営計画で確立した収益構造と財務基盤を維持するとともに、「グループの成長と質の向上」を目指し、持続的な利益創出や株主還元などを推進してまいります。また、次の成長に向けた積極的なアクションとして、成長に向けたリソースの配分およびオープンイノベーション、M&Aも選択肢として取り組んでまいります。

中期3カ年経営計画「Challenge 2019」(平成30年3月期~平成32年3月期)

1 基本コンセプト

「グループの成長と質の向上」

- 2. 目標
- ①売上規模の拡大 単年度売上高 3,000億円レベル
- ②収益性の維持・向上 最終年度の営業利益率 13%以上
- ③資本効率の維持・向上 ROE 15%レベル
- ※上記3項目の数値目標はオーガニック・グロースを前提としております。

- 3. 主たる取り組み
- ①既存事業における損益分岐点売上高比率の改善 売上の変動に応じた損益分岐点売上高のコントロール
- ②装置ビジネスをベースとした周辺領域における収益基盤の確立 改造を含むポストセールス(印刷分野においては消耗品ビジネスも含む)のさらなる強化
- ③一定の財務規律を維持しながらも、積極的に成長投資を実行 効果的なM&Aの検討・実施。オープンイノベーション戦略としての研究機関、他社などとの協 業、業務提携、ベンチャー企業への出資・支援などの検討・実施
- ④ESGに重点をおいたCSR経営の推進

E:「環境価値」を創造し、低炭素・循環型社会への貢献

S: ディーセント・ワーク (働き甲斐のある人間らしい仕事) の実現と、社会的価値の創造

G:守りと攻めのガバナンス体制の推進とESG情報の開示

*ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもの

⑤株主還元の充実

連結総還元性向 25%以上を目指す

上記における将来数値は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提にもとづいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績などは様々な要因により大きく異なる可能性があります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(単位:百万円未満切捨)

(5) 財産および損益の状況の推移

| | | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 (当連結会計年度) |
|-------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------------------|
| 売 | 上 | 高 | 235,946 | 237,645 | 259,675 | 300,233 |
| 経 | 常利 | 益 | 8,394 | 16,096 | 23,178 | 32,019 |
| 親 会 当 | 社 株 主 に 帰 属 期 純 利 | する 益 | 5,418 | 12,122 | 18,815 | 24,168 |
| 1 株 | 当たり当期純 | 利 益 | 22円83銭 | 51円 7銭 | 396円75銭 | 511円96銭 |
| 総 | 資 | 産 | 232,376 | 249,516 | 270,093 | 300,659 |
| 純 | 資 | 産 | 87,097 | 111,513 | 120,288 | 142,915 |

(注) 1. 平成26年度は、半導体業界においては、半導体メーカーの堅調な設備投資を背景にロジックメーカー向けの売上が増加したものの、ファウンドリー向けの売上が設備投資時期の影響などで減少したことにより、半導体製造装置の売上は減少しました。印刷関連機器については、CTP装置とPOD装置の需要回復や為替の円安影響により売上が増加しました。FPD製造装置はテレビ向け大型パネル用製造装置の売上が増加しました。利益面では、変動費の削減やSEの製品構成の変化等により、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。

平成27年度は、半導体業界においては、大量データを扱うサーバー需要の増加などを背景にメモリーメーカーの設備投資が堅調に推移したことにより、バッチ式洗浄装置を中心に売上が増加しました。印刷関連機器については、POD装置の市場浸透を進めたことや、為替が円安に推移したことなどにより、売上が増加しました。FPD製造装置は台湾や国内向けの中小型パネル用製造装置の売上が大幅に増加しました。利益面では、固定費が増加したものの、売上の増加や変動費率の改善効果などにより、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに増加しました。

平成28年度(当連結会計年度)の状況は、「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

2. 当社は、平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しておりますが、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|--------|-------|----------------------|
| 株式会社SCREENセミコンダクター | 百万円 | % | 半導体製造装置の開発、製造、 |
| ソリューションズ | 310 | 100.0 | 販売および保守サービス |
| 株式会社SCREENグラフィックアンド | 百万円 | | 印刷関連機器およびプリント基 |
| ポス云社SCREENグラフィックランド プレシジョンソリューションズ | 100 | 100.0 | 板関連機器の開発、製造および 販売 |
| 株式会社SCREENファインテック | 百万円 | | FPD製造装置等の開発、製造、 |
| ソリューションズ | 100 | 100.0 | 販売および保守サービス |
| # | 百万円 | | 半導体製造装置の開発および製 |
| 株式会社テックインテック | 480 | 100.0 | 造 |
| 44-4A-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-4 | 百万円 | | 印刷関連機器およびプリント基 |
| 株式会社メディアテクノロジー ジャパン | 300 | 100.0 | 板関連機器の販売 |
| CODEEN CDE LICA LLC | 千米ドル | | 半導体製造装置の販売支援およ |
| SCREEN SPE USA, LLC | 18,876 | 100.0 | び保守サービス |

(注) 平成29年4月1日付で株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリューションズは、プリント基板関連機器事業を当社100%子会社である株式会社SCREEN PEソリューションズに分割し、商号を株式会社SCREENグラフィックソリューションズに変更いたしました。

②企業結合の経過および成果

当社グループの構成は、当社、連結子会社53社および非連結子会社1社です。 当連結会計年度の成果は、「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(7) 主要な事業内容

| 区 分 | 主要な事業内容 |
|--------------------------------------|---|
| セ ミ コ ン ダ ク タ ーソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 | 半導体製造装置の開発、製造、販売および保守サービス |
| グラフィックアンドプレシジョン ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 | 印刷関連機器およびプリント基板関連機器の開発、製造、販売および 保守サービス |
| ファインテックソリューション事業 | FPD製造装置等の開発、製造、販売および保守サービス |
| そ の 他 | ライフサイエンス分野等の装置の開発・製造および販売、ソフトウエ アの開発、印刷物の企画・製作等の事業 |

(8) 企業集団の主要拠点等

当 社 本 社 京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1

| | | 事 業 | 所 | 名 | · | 社 | 名 | 主要 | きな | 業 | 務 | 内 容 | Ī. | 近 右 | E 地 | 1 |
|----|-------|---------|-------|-------|---------|--------|---------|-----|-----|------------------|----------|-----|----|-----|-----|----|
| | 洛 | P | 西 | 事 | | 業 | 所 | 開発 | • | 製造 | <u>.</u> | 販 売 | 京都 | 邹 市 | 伏見 | 区区 |
| | 久 | 御 | | 山 | 事 | 業 | 所 | 開 | 発 | • | 製 | 造 | 京者 | 8府ク | (御山 | 山町 |
| 玉 | 野 | è | 州 | 事 | | 業 | 所 | 開 | 発 | • | 製 | 造 | 滋了 | 賀県 | 野洲 | 市 |
| 内 | 彦 | ħ | 長 | 事 | | 業 | 所 | 開 | 発 | • | 製 | 造 | 滋了 | 賀県 | 彦根 | 市 |
| 拠 | 多 | 享 | 貿 | 事 | | 業 | 所 | 製 | | | | 造 | 滋了 | 賀県 | 多質 | 町 |
| 点 | 品 | J | [] | 事 | | 業 | 所 | 販 | | | | 売 | 東 | 京者 | 阝港 | 区 |
| | 門 | 前 | 仲 | 町 | 事 | 業 | 所 | 販 | | | | 売 | 東京 | 京 都 | 江 東 | 区区 |
| | 株 | 式 会 | 社 | クォ | _ | ツリ | ー ド | 部 | 品 | 1 | 製 | 造 | 福! | 島県 | 郡山 | 市 |
| | S | C R E E | N | S P E | U S | δ А, | L L C | 販売 | 支援 | • 保 ' | 守サ- | -ビス | ア | メ | リ | カ |
| | S C | REEN | S P | E G | erma | nny (| G m b H | 販売 | 支援 | • 保 ⁴ | 守サ- | ービス | F | 1 | ĺ | ツ |
| 海 | SC | C R E E | N (| GP E | u r o | ре | в. V. | 販 売 | • 1 | 呆守 | サー | ビス | オ | ラ | ン | ダ |
| 外拠 | Ιn | c a D | igit | a l P | rint | e r s | LTD. | 開発 | • | 製造 | <u> </u> | 販 売 | イ | ギ | リ | ス |
| 点 | S C | REEN | SPI | Е Таі | w a n | Со., | Ltd. | 販売 | 支援 | • 保 ⁴ | 守サ- | ービス | 台 | | | 湾 |
| | S C I | REEN E | lectr | onics | Shang | hai Co | ., Ltd. | 販売 | 支援 | · 保 | 守サ- | -ビス | 中 | | | 玉 |
| | S C | REEN | G P | Hang | z h o u | Co., | Ltd. | 製 | | | | 造 | 中 | | | 玉 |

(9) 企業集団の従業員の状況

従業員数 (対前期末比較増減)

5,422名 (240名増)

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額

| | 借 | 入 先 | | | 借入額 |
|-------|---------|-------|-------|---|-------|
| 株式会 | 社 三 菱 頁 | 東 京 U | F J 銀 | 行 | 4,000 |
| 日 本 生 | 产 命 保 | 険 相 | 互 会 | 社 | 2,565 |
| 株 式 | 会 社 | り そ | な銀 | 行 | 2,151 |
| 株 式 会 | 社 日 本 | 政 策 | 投 資 銀 | 行 | 1,800 |
| 株 式 | 会 社 | 京 | 都 銀 | 行 | 1,400 |
| 株 式 | 会 社 | 滋 | 賀 銀 | 行 | 1,110 |

計

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

50,794,866株 (自己株式3,831,798株を含む)

(2) 株主数

9,374名

(3) 大株主(上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|----------------------------|-------------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 千株 6,207 | 13.22 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 4,302 | 9.16 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 1,830 | 3.90 |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行 | 1,346 | 2.87 |
| SCREEN取引先持株会シンクロナイズ | 913 | 1.94 |
| 株式会社りそな銀行 | 912 | 1.94 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) | 865 | 1.84 |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行 | 848 | 1.81 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 784 | 1.67 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 753 | 1.60 |

- (注) 1. 当社は、自己株式3,831,798株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、平成28年10月1日付で、当社普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。また、同日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。
- ②当社は、平成29年2月6日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

・取得対象株式の種類

当社普通株式

・取得した株式の総数

261,400株

・株式の取得価額の総額

1,999,390,996円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成29年3月31日現在)

| 氏 名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|---------|--------------------------------|--|
| 石 田 明 | 取締役会長 | |
| 垣 内 永 次 | 代表取締役 取締役社長 最高経営責任者(CEO) | 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリュー ションズ 取締役 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役 株式会社SCREEN PEソリューションズ 取締役 株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役 |
| 南 島 新 | 代表取締役 専務取締役 CSR経営担当 | 株式会社SCREENマニュファクチャリングサポートソリューションズ 取締役 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役 株式会社SCREEN IPソリューションズ 取締役 |
| 沖 勝登志 | 常務取締役 経営戦略担当 | 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役 |
| 灘 原 壮 一 | 常務取締役 最高技術責任者(CTO) | 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリュー ションズ 取締役 株式会社SCREEN PEソリューションズ 取締役 株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役 株式会社SCREEN IPソリューションズ 取締役 |
| 近藤洋一 | 常務取締役 最高財務責任者(CFO) | 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリュー ションズ 取締役 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役 |
| 立 石 義 雄 | 取 締 役 | オムロン株式会社 名誉会長 京都商工会議所 会頭 |
| 村 山 昇 作 | 取 締 役 | 株式会社iPSポータル 代表取締役社長 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 齋 藤 茂 | 取 締 役 | 株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEO |
| 宮 脇 達 夫 | 常任監査役 (常勤) | |
| 梅田昭夫 | 監査役(常勤) | |
| 西 川 健三郎 | 監 査 役 | しがぎんリース・キャピタル株式会社 代表取締役社長 |
| 西 良 夫 | 監 査 役 | 烏丸商事株式会社 代表取締役会長 |

計

- (注) 1. 取締役 立石義雄、村山昇作および齋藤 茂は、社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、独立役 員としての届け出を行っております。
 - 2. 監査役 西川健三郎および西 良夫は、社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として の届け出を行っております。
 - 3. 監査役 宮脇達夫は、長年当社の経理業務を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 平成28年6月28日付にて就任

監查役 西 良夫

(2) 平成28年6月28日付にて退任

監查役

觔

5. 平成28年6月28日付で取締役の重要な兼職の状況が次のとおりとなりました。

代表取締役

垣 内 永 次

取締役社長

株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリューションズ

取締役

株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役

代表取締役 専務取締役 南島

新

株式会社SCREENマニュファクチャリングサポートソリューションズ 取締役

株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役

株式会社SCREEN IPソリューションズ 取締役

常務取締役 灘 原 壮 一 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリューションズ 取締役

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役 株式会社SCREEN IPソリューションズ 取締役

6. 平成28年12月22日付で取締役の重要な兼職の状況が次のとおりとなりました。

代表取締役 取締役社長

垣 内 永 次

株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役

株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリューションズ

取締役

株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役

株式会社SCREEN PEソリューションズ 取締役

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役

常務取締役 灘 原 壮 一 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役

株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリューションズ

取締役

株式会社SCREEN PEソリューションズ 取締役

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役

株式会社SCREEN IPソリューションズ 取締役

7. 平成29年4月1日付で取締役の重要な兼職の状況が次のとおりとなりました。

代表取締役 垣 内 永 次 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 取締役社長 株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 取締役

株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 取締役 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役

株式会社SCREEN PEソリューションズ 取締役

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役

常務取締役 灘 原 壮 一 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役

株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 取締役

株式会社SCREEN PEソリューションズ 取締役

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ 取締役

株式会社SCREEN IPソリューションズ 取締役

常務取締役 近藤 洋 一 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役

株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 取締役

株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 取締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(単位:百万円未満切捨)

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

| | 区 分 | | 人 員 | | 報酬等の額 |
|---|-----|---|------|---|---------|
| 取 | 締 | 役 | 9 | 名 | 417 百万円 |
| 監 | 査 | 役 | 5 | | 53 |
| 合 | | 計 | 14 | | 471 |

- (注) 1. 上記報酬等の額のうち、社外取締役3名、社外監査役3名の報酬等の額の合計は42百万円であります。
 - 2. 監査役の人員および報酬等の額につきましては、平成28年6月28日付にて退任いたしました監査役1名を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-----|---------|---|
| 取締役 | 立 石 義 雄 | 当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、長年にわたる経営者としての 高い見識と財界活動における幅広い経験にもとづき、多様な視点から意見を述べてお ります。 |
| 取締役 | 村 山 昇 作 | 当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、日本銀行をはじめ企業経営等さまざまな分野における豊富な経験にもとづき、多様な視点から意見を述べております。 |
| 取締役 | 齋 藤 茂 | 当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、企業経営等における豊富な経験にもとづき、多様な視点から意見を述べております。 |
| 監査役 | 西川健三郎 | 当事業年度に開催された取締役会16回すべてに出席し、また監査役会25回のすべて に出席し、中立的かつ客観的な視点から意見を述べております。 |
| 監査役 | 西良夫 | 平成28年6月28日就任以来、開催された取締役会13回すべてに出席し、また監査役会 19回のすべてに出席し、中立的かつ客観的な視点から意見を述べております。 |

② 重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏 名 | 重要な兼職の状況 | 当社との関係 |
|--------------|-----------------|---------------------------|---|
| TF+ 6-7 (II. | ム ア 米 # | オムロン株式会社 名誉会長 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 立石義雄 | 京都商工会議所 会頭 | 当社は京都商工会議所の会員であり ます。 |
| 取締役 | 村山昇作 | 株式会社iPSポータル 代表取締役社長 | 当社と同社との間に販売促進に関連する取引関係がありますが、その取引額は販売費及び一般管理費の0.1%未満と僅少であります。 |
| | | 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 齋 藤 茂 | 株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEO | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 西川 健三郎 | しがぎんリース・キャピタル株式会社 代表取締役社長 | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 西良夫 | 烏丸商事株式会社 代表取締役会長 | 特別の関係はありません。 |

計

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

73百万円

- ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 94百万円
- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
 - 2. 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
 - 3. 当社が、会計監査人に対して支払う報酬等には、監査証明業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制に関する助言および財務デューデリジェンス業務についての対価が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、必要に応じて、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、取締役会において、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」につき、平成29年4月28日開催の取締役会にて一部改定のうえ、以下のとおり決議しております。

く決議内容>

当社およびSCREENグループ各社は、「未来共有」「人間形成」「技術追究」の企業理念のもと「SCREENグループCSR憲章」を定め、法令順守はもとより倫理的で透明性のある行動を通じてステークホルダーの期待に応えることにより、社会の持続可能な発展に貢献する。この基本的な考え方にもとづいて、当社の内部統制の体制を以下のとおり構築し運用する。

- (1) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社は、SCREENグループの事業を統轄する持株会社として、「SCREENグループ経営要綱」を定め、グループ運営の基本方針およびグループ各社の役割と責任を明確にして、グループ経営の管理体制を構築し運用する。
 - ②当社は、グループ経営の観点からSCREENグループ全体に及ぶ戦略策定、経営資源の最適配分、グループ各社の業務執行状況などの管理、監督を行うことで、事業執行と監督の分離体制を構築し運用する。
 - ③当社は、「SCREENグループ財務報告に係る内部統制整備要綱」を定め、当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保する体制を構築し運用する。
 - ④当社は、「SCREENグループ経理財務要綱」「SCREENグループ会計基準」を定め、当社グループの財務状態等を把握し、財務報告および税務申告等を適正に実施する。
 - ⑤当社は、「SCREENグループ人材マネジメント要綱」を定め、役割と業績を重視した人事制度や、 従業員の多様性を尊重した能力開発、成長支援等により、多様な人材およびグローバルに活躍でき る人材の育成と活用を図る。
 - ⑥当社は、「SCREENグループIT管理規定」を定め、当社グループの情報システムの適切な運用と管理のために必要な体制を構築し運用する。
 - ⑦当社は、「SCREENグループの情報開示に関する基本方針」を定め、当社グループの企業活動に関する情報を適時かつ正確に開示するための体制を構築し運用する。
 - ⑧当社は、取締役、監査役、執行役員およびグループ会社の社長等で構成する連結経営会議を開催して、経営戦略や運営方針をSCREENグループ全体に徹底させるとともに、グループ内の意識の統一を図り、グループ一体となった経営を行う。

- ⑨当社は、グループ会社の取締役または監査役に当社または主管グループ会社(事業会社(注1)および機能会社(注2)のことをいう)の取締役、執行役員または従業員を派遣し、各社の経営状況を管理、監督する。
- ⑩当社は、グループ会社から直接または主管グループ会社を通じて、定期的に、営業状況、財務状況 その他の業務執行状況について報告を受ける。
- ①当社は、内部監査部門を設置し、当社およびグループ会社の内部統制の体制整備の状況を監査する。 監査における指摘事項については、被監査部門に改善を行わせ、内部統制の体制構築と運用に取り 組む。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役会は、重要事項の決定・承認を迅速に行うとともに、取締役の職務執行状況を監督する。
 - ②当社は、効率的な職務執行ができるように各取締役への委嘱職務を取締役会で決議する。グループ 会社においても同様の対応を行わせる。
 - ③当社は、取締役、執行役員および従業員の職務の執行にあたっては、「責任権限規定」にもとづき、 権限委譲と責任の明確化を図る。グループ会社においても同様の対応を行わせる。
 - ④当社は、当社の常勤取締役および執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、必要に応じ事業会社社長および機能会社社長も出席させて、経営執行の審議を行い、取締役会および代表取締役の意思決定を補佐する。
- (3) 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①当社は、「SCREENグループCSR憲章」のもとに行動規範を示し、全グループの取締役、執行役員および従業員への周知を徹底して、公正で透明性の高い企業経営を推進する。
 - ②当社は、法務担当役員および法務部門を設置し、当社グループに関する各種の重要な契約の締結、 重要な取引等に関し、法令および定款に適合することを確認する。
 - ③当社は、取締役の職務執行の適法性を確保し監視機能を強化するため、社外取締役を選任する。
 - ④当社は、法令違反または不正行為による不祥事の防止および早期発見を主な目的として、SCREEN グループの内部通報制度を構築し運用する。当社およびグループ会社は、法令違反や不正行為の内部通報を行ったことを理由として、通報者に不利益な取り扱いをすることはない。
 - ⑤当社は、反社会的勢力との関係遮断や不当要求に対する拒絶等について、弁護士や警察と連携して、 毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、自治体(都道府県)が定める暴力団排除条例を順守し、 反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。グループ会社においても同様の対応を行わせる。

- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①当社は、当社グループに影響を及ぼすリスクの低減に向け、「SCREENグループリスクマネジメント要綱」およびその運用規定を定めてグループ会社を含む全組織にリスク管理体制を構築運用させ、その運用状況を定期的にモニタリングする。
 - ②当社は、「事業継続管理規定」を定め、リスクが顕在化した場合には、当該規定の定めに従って代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、緊急時対策および復旧対策を実施する。
- (5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①当社は、法令および別途定める社内規定に従い、重要な会議の議事録ならびに取締役および執行役 員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等の作成、保存および管理を行う。取締役および監査 役は常時これらの文書を閲覧できる。
 - ②当社は、「SCREENグループIT管理規定」等の情報システム関連規定および「営業秘密管理規定」 等を定めて、情報管理を徹底する。
- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ①監査役は、取締役会のほか、連結経営会議、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、 意見を述べることができる。
 - ②当社は、監査役がその職務の遂行にあたり費用を要するときは、当該費用を負担する。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ①当社の取締役、執行役員および従業員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、監査役に報告するとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは、直ちに監査役に報告する。
- ②グループ会社の取締役、監査役、執行役員および従業員は、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識したときは、直ちに当社の監査役に報告する。
- ③CSR担当部門は、SCREENグループの内部通報制度の運用状況および重要な事項について定期的に 監査役に報告する。
- ④当社およびグループ会社は、法令違反等を監査役に報告したことを理由として、報告者に不利益な 取り扱いをすることはない。

計

(8) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

当社は、監査役の職務を専属的に補助する部署を設け、必要な知識および能力を具備した専任の 従業員を配置する。当該従業員は監査役の指揮命令に服し、当該従業員の異動、評価等人事に関す る事項の決定は監査役の同意を要するものとする。

く運用状況の概要>

当社では、内部統制の体制整備およびその適切な運用に努めており、その運用状況について、事業会社・機能会社を含め適宜点検を行っております。当期における内部統制の運用のうち、重要または特徴的な事項は以下のとおりです。

(1) グループ経営管理

- ①「SCREENグループ経営要綱」に定められる当社グループ各社の役割と責任にもとづき、事業セグメント別に体系化したグループ会社管理を行っております。
- ②当社グループ各社の取締役または監査役に当社の取締役、執行役員または従業員を派遣するなど、各社の経営状況を管理、監督する取り組みを実施しております。
- ③内部監査部門は、内部監査実施計画にもとづいて当社グループ全体を対象とした内部監査を実施しております。
- ④当社グループ各社における重要事項の決定に際しては、「責任権限規定」にもとづいて当社または 事業会社、機能会社が事前承認を行っております。なお、当社グループ内で会社の枠を超えて決裁 ルートを設定できるシステムを導入し、運用しております。
- ⑤当社、事業会社、機能会社の各社にCSR担当役員およびCSR担当部長を設置して内部統制の運用実施を図るとともに、「SCREENグループCSR委員会」を年間4回開催して当社グループにおけるコンプライアンスやリスク管理などについての状況を把握し、必要な対応を行っております。

(2) コンプライアンス

- ①「SCREENグループCSR憲章」のもとに行動規範を示し、その周知および理解を目的とした社内教育を国内外の当社グループ各社で実施しております。また、テーマや対象者を特定したコンプライアンス教育を適宜実施しております。
- ②当社グループの内部通報制度である「SCREENグループ企業倫理ヘルプライン」を運用して、不祥 事の早期発見および改善措置に取り組んでおります。

(3) リスク管理

- ①「SCREENグループリスクマネジメント要綱」および関連規定にもとづいて、SCREENグループ各 社でビジネスリスクの洗い出しとその軽減に向けた取り組みを行っております。
- ②「事業継続管理規定」にもとづいて緊急時の対応策を整備するとともに、災害を想定した訓練や演習を各拠点で実施しております。

(4) 取締役の職務執行

- ①当社の取締役会は、当事業年度において16回開催され、重要事項の決定を行うとともに取締役の職務執行状況を監督しております。
- ②当社の取締役会は社外取締役3名を含む9名で構成しております。なお、職務執行の適法性の確保および監督機能の強化のため、取締役の員数の3分の1以上を社外取締役とする旨を取締役会規則で定めております。
- ③取締役候補者の選任は、代表取締役と社外取締役とで構成する「指名・報酬諮問委員会」の答申を 経ることとしております。また、「社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。

(5) 監査役の監査の実効性

- ①監査役は取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席して意見を述べるとともに、内部監査部門、 CSR担当部門などから必要な報告を受けております。
- ②当社は監査役の職務を専属的に補助する部署を設けて、監査役の指揮命令に服する専任の従業員を配置しております。

(注1) 事業会社:

株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ

株式会社SCREENグラフィックアンドプレシジョンソリューションズ(平成29年3月31日まで)

株式会社SCREENグラフィックソリューションズ(平成29年4月1日以降)

株式会社SCREENファインテックソリューションズ

株式会社SCREENアドバンストシステムソリューションズ

株式会社SCREEN PEソリューションズ (平成29年4月1日以降)

(注2) 機能会社:

株式会社SCREENマニュファクチャリングサポートソリューションズ

株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ

株式会社SCREEN IPソリューションズ

6. 株式会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場している者として、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。それだけに、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上させていくことができる者であることが必要であると認識しております。このため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として相応しくない者が現れた場合に対する一定の備えを設けております。

II 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、設立以来、写真製版用ガラススクリーンの製造で培われてきた『フォトリソグラフィー(写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術)』を応用展開することで、印刷関連機器分野から半導体製造装置やFPD製造装置などのエレクトロニクス分野へ事業展開を果たしてまいりました。そして、創業の印刷関連分野における印刷版出力装置をはじめ、半導体分野でのシリコンウエハー洗浄装置、FPD分野での大型ガラス基板対応の製造装置など、複数の製品において世界トップシェアの地位を得るに至っております。現在では、フォトリソグラフィー技術を進展させ、「表面処理技術」「直描技術」「画像処理技術」をコア技術として確固たるものとしています。

また、当社は、「未来共有(未来をみつめ社会の期待と信頼に応える)」「人間形成(働く喜びを通じて人をつくる)」「技術追究(独自技術の追究と技術の融合を推進する)」の企業理念のもと、当社グループのあるべき姿とそれに向けたグランドデザインを定めた「経営大綱」に則り、既存事業領域においては優位性を維持しつつ、新規事業領域においても存在感を発揮し、グループ全体の企業価値向上を目指しております。

このように、当社の企業価値は、グループとして、中長期的な視点に立ちつつ、時代の環境変化に素早く対応し、コア技術をもとに社会から求められる製品群を開発、製造してきた総合的な技術力によって確保、向上されるべきものであり、また、それを支える顧客、取引先、従業員等の一体性こそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。

2. 企業価値向上のための取り組みについて

当社グループは、平成27年3月期を初年度とする中期3カ年経営計画「Challenge 2016」に取り組んでまいりました。その結果、「Challenge 2016」で目標に掲げました①「収益構造改革を完遂し、高収益体質へ」にかかわる数値目標であります最終年度の営業利益率10%以上、②「新規領域での事業化」、③「財務体質の強化」の数値目標であります最終年度末における自己資本比率50%以上、に対しまして、新規領域での事業化に関しての遅れはありますが一定の成果を出すことができました。

当社グループを取り巻く事業環境は変化が激しく、スピードとイノベーションが求められる中、常にビジネスチャンスは存在し、市場としても成長し続けるものと認識しています。そのような環境の下、平成30年3月期を初年度とする中期3カ年経営計画「Challenge 2019」を策定いたしました。「Challenge 2019」では、前中期経営計画で確立した収益構造と財務基盤を維持するとともに、「グループの成長と質の向上」を目指し、持続的な利益創出や株主還元等を推進してまいります。そのうえで、①売上規模の拡大(単年度売上高3,000億円レベル)、②収益性の維持・向上(最終年度の営業利益率13%以上)、③資本効率の維持・向上(ROE15%レベル)をオーガニック・グロース(内部資源を活用した現状の製品・サービスの売上を伸長すること)ベースでの目標と定めました。また、次の成長に向けた積極的なアクションとして、成長に向けたリソースの配分およびオープンイノベーション、M&Aも選択肢として取り組んでまいります。

3. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことにより、企業経営における透明性、健全性、効率性を追求し、すべてのステークホルダーの利益の確保を目指しております。重要な経営課題と位置づける内部統制機能や環境、安全(EHS)経営の充実を「CSR・グループ監査室」を中核として全社的に推進しております。

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために取締役の任期を1年とし、経営の客観性を維持するために社外取締役を選任しております。経営の効率性と業務執行機能の強化を目的として、執行役員制を導入し、さらに平成27年3月期には持株会社化により従前の社内カンパニーを独立した子会社とする等の施策を実施しております。

また、当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、取締役会などの重要な会議への出席のほか、各事業所やグループ会社の監査を行うことにより、取締役の業務執行の適法性、妥当性について確認、検討を行っております。

III 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み(本施策)

当社は、平成19年6月27日開催の第66回定時株主総会にて株主の皆様のご承認にもとづき導入いたしました「大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」につき、平成21年6月25日開催の第68回定時株主総会、平成23年6月28日開催の第70回定時株主総会および平成26年6月26日開催の第73回定時株主総会において、その内容を一部変更して継続導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする、または結果として同割合が20%以上となる当社株券等の大規模買付行為が当社の企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社の企業価値を確保しまたは向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。当社は、本施策をもって、大規模買付ルールおよび大規模買付対抗措置について、以下のとおり定めております。

(1) 大規模買付ルールの概要

- ・大規模買付者は、事前に大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に提供すること
- ・当社取締役会による検討、交渉、意見形成および代替的提案を行う期間を設定すること
- ・独立委員会を設置し、同委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を 公表すること
- ・独立委員会の勧告があった場合、株主意思確認総会において株主意思の確認を行うこと
- ・当社取締役会による大規模買付対抗措置の発動または不発動の決議は、独立委員会の勧告を最 大限尊重し、株主意思確認総会の決定に従って行うこと
- ・当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、独立委員 会の勧告を最大限尊重し、中止または発動の停止に関する決議を行うことができること

(2) 大規模買付対抗措置の概要

- ・大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを順守しない場合または大規模買付行為に よって当社の企業価値が著しく毀損される場合に、当社取締役会は大規模買付対抗措置を決議 できること
- ・当社取締役会は、具体的な大規模買付対抗措置として、特定株主グループに属さないことなど の行使条件を付した新株予約権の無償割当のほか、法令および定款が認める相当な措置を決議 することができること
- ・当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置発動を決議するにあたっては、独立委員会の意 見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとし、株主意思確認総会の決定があ る場合には当該決定に従うこと

- (3) 本施策の有効期間ならびに廃止および変更
 - ・有効期間は平成26年6月26日開催の当社定時株主総会から平成29年6月に開催予定の当社定時 株主総会終結の時まで
 - ・本施策の有効期間満了前であっても、定時株主総会または臨時株主総会において本施策を廃止 または変更する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会において本施策を廃止または変 更する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止または変更されること

IV 本施策の合理性について

1. 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付ルールおよび大規模買付対抗措置について定めるものです。

本施策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為を開始することを求め、大規模買付ルールを順守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

また、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を発動することがある旨を明記しております。

このように本施策は、基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

2. 本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

前記Iで述べたとおり、基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としております。本施策は、基本方針の考え方に沿って設計され、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本施策によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本施策が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えております。

さらに、株主の皆様の承認を本施策の発効の条件としていることに加え、当社の取締役の任期は1年ですので、本施策の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向を示していただくことも可能です。また、本施策はデッドハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお廃止できず、また発動を阻止できないため、株主の権利行使が不当に制限される買収防衛策)やスローハンド型の買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないことにより、廃止するまたは発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)ではありません。このように、株主の皆様が望めば本施策の廃止も可能であることは、本施策が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えております。

3 本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本施策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの順守の要請や大規模買付対抗措置の発動を行うものです。本施策は当社取締役会が大規模買付対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による大規模買付対抗措置の発動は本施策の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本施策の発効、延長を行うことはできず、株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が大規模買付対抗措置をとる場合など、本施策にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるものとしています。本施策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでおります。

以上から、本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(ご参考) 本施策の非継続について

本施策の有効期間は、平成29年6月27日開催予定の第76回定時株主総会終了時点をもって満了しますが、当社は平成29年5月9日開催の取締役会において本施策を継続しないことを決議いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表 (平成29年3月31日現在)

| | | | 白万円未満切捨) |
|-------------------|---------|---------------------------------------|-----------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流 動 資 産 | 215,159 | 流 動 負 債 | 135,575 |
| 現金及び預金 | 48,832 | 支払手形及び買掛金 | 26,300 |
| 受取手形及び売掛金 | 57,026 | 電 子 記 録 債 務 | 58,001 |
| 電子記録債権 | 2,125 | 1年内返済予定の長期借入金 | 4,079 |
| たな卸資産 | 91,721 | リ ー ス 債 務 | 404 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 5,972 | 未 払 法 人 税 等 | 6,509 |
| そ の 他 | 10,050 | 設 備 関 係 支 払 手 形 | 0 |
| 貸 倒 引 当 金 | △569 | 設備関係電子記録債務 | 6 |
| | | 前 受 金 | 17,188 |
| | | 賞 与 引 当 金 | 3,405 |
| | | 役 員 賞 与 引 当 金 | 82 |
| | | 製品保証引当金 | 5,761 |
| | | 受 注 損 失 引 当 金 | 88 |
| | | そ の 他 | 13,747 |
| 固 定 資 産 | 85,500 | 固 定 負 債 | 22,168 |
| 有 形 固 定 資 産 | 41,757 | 長 期 借 入 金 | 10,906 |
| 建物及び構築物 | 52,603 | リ ー ス 債 務 | 2,195 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 39,355 | 繰 延 税 金 負 債 | 7,349 |
| 土 地 | 9,554 | 退職給付に係る負債 | 764 |
| リ ー ス 資 産 | 6,426 | 役員退職慰労引当金 | 130 |
| 建 設 仮 勘 定 | 1,886 | 資 産 除 去 債 務 | 48 |
| そ の 他 | 12,375 | そ の 他 | 773 |
| 減価償却累計額 | △80,443 | 負 債 合 計 | 157,743 |
| 無形固定資産 | 2,904 | 純資産の部 | |
| リース資産 | 35 | 株 主 資 本 | 136,282 |
| そ の 他 | 2,868 | 資 本 金 | 54,044 |
| 投資その他の資産 | 40,838 | 資 本 剰 余 金 | 4,600 |
| 投資有価証券 | 33,204 | 利 益 剰 余 金 | 92,936 |
| 長期貸付金 | 6 | 自 己 株 式 | △15,299 |
| 退職給付に係る資産 | 4,703 | その他の包括利益累計額 | 6,522 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 536 | その他有価証券評価差額金 | 12,847 |
| その 他 貸 倒 引 当 金 | 2,920 | 為替換算調整勘定 | △ 4 ,911 |
| 貸 倒 引 当 金 | △532 | 退職給付に係る調整累計額 | △1 , 413 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 111 |
| | | 純 資 産 合 計 | 142,915 |
| 資 産 合 計 | 300,659 | 負債純資産合計 | 300,659 |
| 7 | | > > > > > > > > > > > > > > > > > > > | , |

連 結 損 益 計 算 書 (平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

| ty H | A had |
|-----------------------|------------------|
| 科目 | 金 額 |
| 売上高 | 300,233 |
| 売 上 原 価 | 206,686 |
| 売 上 総 利 益 | 93,547 |
| 販売費及び一般管理費 | 59,815 |
| 営 業 利 益 | 33,731 |
| | |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 | 58 |
| 受 取 配 当 金 | 504 |
| 受 取 補 償 金 | 130 |
| 助 成 金 収 入 | 45 |
| その他 | 557 1,296 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 818 |
| 為 | 314 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 1,231 |
| その他 | 3,008 |
| 経 常 利 益 | 32,019 |
| | |
| 特 別 利 益 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 1,064 |
| 特別損失 | |
| 減損損失 | 1,855 |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 0 |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 2,029 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 31,055 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,192 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △1,323 |
| 当期純利益 | 24,186 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 17 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 24,168 |

貸 借 対 照 表 (平成29年3月31日現在)

| 資産の部 | | 負債の部 | 口 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
|---|--|---|---|
| 科目 | 金 額 | 科目 | 金額 |
| 流 童 童 童 童 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 | $79,507$ $18,400$ 27 223 757 $53,776$ $6,067$ 265 $\triangle 12$ | 流負債負手債長手債長長上上 <th>95,083 1,570 51,654 318 34,950 4,079 201 1,209 447 84 67 474</th> | 95,083 1,570 51,654 318 34,950 4,079 201 1,209 447 84 67 474 |
| 産産 産物物置具品地産労 資定 数 選具 スケー教 資定 数 選具 スケー教 資力 基 機 市 基 基 上 基 基 上 基 基 上 基 基 上 基 基 上 基 基 | 116,429 24,014 11,007 616 900 0 820 8,860 1,674 | 型 型 型 で 関 で 関 世 大 情 り 様 大 は り は の も は の り は の り は の り は の り は の り は の の の の の の の の の の の の の | 24 18,675 10,906 1,676 5,695 48 348 113,758 |
| # 設 仮 勘 | 株 資本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 69,356 54,044 4,583 4,583 26,028 758 25,270 7 25,262 △15,299 12,821 12,821 82,177 | |
| 資 産 合 計 | 195,936 | 負債純資産合計 | 195,936 |

損 **益 計 算 書** (平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

| | | 科目 | | 金額 |
|------|-----|-----------------|---|------------------|
| - 1 | 売 | 上 | 高 | 519 |
| II | 営 | 業収 | 益 | 20,963 |
| | 営 | 業収益合計(I+Ⅱ |) | 21,483 |
| III | 売 | 上原 | 価 | 378 |
| | 売 | 上 総 利 益 (Ⅰ - Ⅲ |) | 140 |
| IV | 販 5 | 売費及び一般管理 | 費 | 14,765 |
| | 営 | 業 利 | 益 | 6,339 |
| V | 営 | 業外収 | 益 | |
| | 受 | 取 利 | 息 | 59 |
| | 受 | 取 配 当 | 金 | 489 |
| | そ | 0) | 他 | 78 627 |
| VI | 営 | 業外費 | 用 | |
| | 支 | 払 利 | 息 | 888 |
| | 社 | 債 利 | 息 | 64 |
| | 為 | 善 差 | 損 | 24 |
| | 固 | 定 資 産 除 却 | 損 | 94 |
| | そ | Ø | 他 | 153 1,225 |
| | 経 | 常 利 | 益 | 5,741 |
| VII | 特 | 別利 | 益 | |
| | 投 | 資 有 価 証 券 売 却 | 益 | 1,064 |
| | | 係会社貸倒引当金戻入 | 益 | 2 1,067 |
| VIII | 特 | 別損 | 失 | |
| | 投 | 資 有 価 証 券 評 価 | 損 | 173 |
| | 減 | 損 損 | 失 | 102 |
| | そ | Ø | 他 | 0 275 |
| | 税 | 引 前 当 期 純 利 | 益 | 6,533 |
| | 法 | 人税、住民税及び事業 | 税 | 12 |
| | 法 | 人 税 等 調 整 | 額 | 102 |
| | 当 | 期 純 利 | 益 | 6,418 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社SCREENホールディングス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 芳 則 ⑪ 業務執行社員 公認会計士 池 田 芳 則 ⑪

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 毅 ⑪ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典 ⑪ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SCREENホールディングスの平成28年4月1日から 平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本 等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SCREENホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社SCREENホールディングス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹 内 毅 卿

指定有限責任社員 公認会計士 龍 田 佳 典 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SCREENホールディングスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する 意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を 行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な 保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第76期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一 致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1)監査役会は、第76期監査方針及び監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査 の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務 の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、第76期監査方針及び監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの 各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容につ いて検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

株式会社SCREENホールディングス 監査役会

常任監査役(常勤)

宮脇達夫(

監 査 役(常勤)

梅田昭夫 〔

監 杳 役

西川健三郎 @

監 査 役

西 良夫 印

(注) 監査役 西川健三郎及び監査役 西良夫は、会社法第 2 条第16号及び第335条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業環境の変化に対応できる財務体質の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実に努めるとともに、中期3カ年経営計画「Challenge 2016」(平成27年3月期~平成29年3月期)の目標値である連結営業利益率10%以上、連結自己資本比率50%以上への進捗状況や各事業年度の収益動向を加味しながら、連結総還元性向25%を目標とすることを当期の株主還元方針としております。

第76期の期末配当につきましては、このたび中期3カ年経営計画の目標値に対して一定成果をあげられたことを踏まえ、株主還元方針にもとづき、次のとおりとさせていただきたく存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金87円

総額 4,085,786,916円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役 石田 明、垣内永次、南島 新、沖 勝登志、灘原壮一、近藤洋一、立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の9名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況] | 所有する当社 の株式の数 |
|--------|--------------------------------------|------------------------------|-----------------|
| 1 | かき うち えい じ 垣 内 永 次 (昭和29年4月3日) | 昭和56年4月 当社入社 | 24,562株 |
| | 有しており、当社の | | |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況] | 所有する当社 の株式の数 |
|--------|---|---|-----------------|
| 2 | みなみ しま しん 南島 新 (昭和30年11月25日) | 昭和53年4月 当社入社 平成14年4月 当社ビジネスサービスセンター 理財統轄部経理部長 平成17年4月 当社理財カンパニー社長 平成21年10月 当社ビジネスサービスセンター 副センター長 平成23年6月 当社取締役に就任 当社ビジネスサービスセンター長 平成25年5月 当社経営戦略本部長 平成26年4月 当社管理本部副本部長 平成26年6月 当社常務取締役に就任 当社にジネスサポートソリューションズ取締役会長に就任 平成26年8月 当社常務取締役に就任 平成26年8月 当社常務取締役に就任 平成26年8月 当社代表取締役に就任 平成27年6月 当社代表取締役に就任 現在に至る当社代表取締役に就任 現在に至る当社でSR経営担当 現在に至る当社でSR経営担当 現在に至る当社でSR経営担当 現在に至る特式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ取締役に就任 現在に至る株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ取締役に就任 現在に至る株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ取締役に就任 現在に至る | 13,327株 |
| | しており、当社のCS | | |

事

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況] | 所有する当社 の株式の数 |
|---|----------------------------------|---|-----------------|
| 3 | おき かっと し 沖 勝登志 (昭和33年6月2日) | 昭和56年 4 月 日本生命保険相互会社入社 平成 7 年 3 月 ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ出向 平成14年 3 月 日本生命保険相互会社広島支社副支社長 平成16年 3 月 同社那覇支社長 平成19年 3 月 同社大阪都心南支社長 平成21年 3 月 同社本店総合法人第二部総合法人部長 平成23年 4 月 当社入社 当社ビジネスサービスセンター 副センター長 平成25年 6 月 当社常務執行役員に就任 平成25年 6 月 当社取締役に就任 平成26年 4 月 当社常務執行役員に就任 平成26年 8 月 当社常務取締役に就任 現在に至る 平成26年 8 月 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENファインテックソリューションズ 取締役に就任 現在に至る 平成26年 10月 当社経営戦略担当 現在に至る 平成26年 10月 当社経営戦略担当 現在に至る | 7,267株 |
| [取締役候補者とした理由] 沖 勝登志は、現在常務取締役であり、国内外における豊富な経験と専門性を有して 制度変革にも大きく寄与してまいりました。引き続き当社の取締役としての責務・役 とができると判断し、選任をお願いするものであります。 | | | |

| | | 株式会社東芝入社 同社プロセス技術研究所開発主査 | |
|---|---|--|--|
| 4 | 平成 16年 4 月 平成 16年 10月 平成 18年 4 月 平成 18年 4 月 平成 23年 4 月 平成 25年 4 月 平成 26年 8 月 平成 26年 6 月 平成 28年 10月 平成 28年 6 月 平成 28年 12月 株式式会社SCREEN株式式会社SCREEN株式式会社SCREEN株式式会社SCREEN株成 28年 12月 | 同社セミコンダクター社プロセス技術 推進センターグループ長 当社入社 当社半導体機器カンパニー技術統轄担当部長 当社半導体機器カンパニー副社長 当社執行役員に就任 当社上席執行役員に就任 当社最高技術責任者に就任 現在に至る 当社技術開発センター長 | |

事

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況] | 所有する当社 の株式の数 | |
|--------|--|---|-----------------|--|
| 5 | こん どう よう いち 近 藤 洋 一 (昭和33年9月25日) | 昭和57年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)入行 平成19年12月 同行アジア・中国部長 平成22年5月 同行国際審査部長 同行場資部中小企業金融円滑化室長 同行リテール融資部中小企業金融円滑化室長 平成25年6月 当社入社 当社上席執行役員に就任 当社上席執行役員に就任 当社是高財務責任者補佐 当社管理本部長 平成26年4月 当社常務取締役に就任 現在に至る 当社最高財務責任者に就任 現在に至る 当社最高財務責任者に就任 現在に至る 当社最高財務責任者に就任 現在に至る 本式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENヴラフィックアンドプレシジョンソ リューションズ(現 株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 取締役に就任 現在に至る 株式会社SCREENビジネスサポートソリューションズ 平成26年10月 当社経理・財務担当 「重要な兼職の状況」 株式会社SCREENセミコンダクターソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 取締役 株式会社SCREENグラフィックソリューションズ 取締役 | 4,779株 | |
| | [取締役候補者とした理由] 近藤洋一は、現在常務取締役であり、国内外における豊富な経験と財務および会計に関する専門性 を有しており、当社の取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、引き続き選任を お願いするものであります。 | | | |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | | 所有する当社 の株式の数 | |
|--------|--|---|-----------------|--|
| 6 | ※ あん どう きみ と 安 藤 公 人 (昭和33年12月25日) | 昭和56年4月 平成12年4月 当社電子部品事業本部電子部品営業部長 平成18年4月 当社人事カンパニー社長 平成21年10月 当社ビジネスサービスセンター人事グループ長 平成23年4月 当社執行役員に就任 当社ビジネスサービスセンター副センター長 当社半導体機器カンパニー副社長 平成26年4月 平成26年8月 平成26年8月 平成26年8月 平成26年11月 平成26年11月 一世CSR担当 現在に至る 同社常務執行役員に就任 現在に至る 同社常務執行役員に就任 現在に至る 同社東京地区担当 現在に至る | 6,487株 | |
| | [取締役候補者とした理由] 安藤公人は、当社の事業ならびに管理部門での豊富な経験と幅広い見識を有しており、主要事業会社の役員として事業を牽引してまいりました。また、事業会社CSR担当役員として高い倫理観を持ちガバナンス強化にも貢献する等、当社の取締役としての責務・役割を果たすことができると判断し、選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況] | 所有する当社 の株式の数 | |
|--------|--|---|-----------------|--|
| 7 | たていしょし ぉ 立 石 義 雄 (昭和14年11月1日) | 昭和38年4月 立石電機株式会社(現オムロン株式会社)入社昭和48年5月 同社取締役に就任昭和51年6月 同社常務取締役に就任昭和58年6月 同社代表取締役に就任昭和62年6月 同社代表取締役社長に就任平成15年6月 同社代表取締役会長に就任平成18年6月 当社取締役に就任 現在に至る平成19年5月 京都商工会議所会頭に就任 現在に至る平成23年6月 オムロン株式会社名誉会長に就任 現在に至る | 5,127株 | |
| | 京都商工会議所 会頭 [社外取締役候補者とした理由] 立石義雄氏は、現在社外取締役であり、長年の経営者としての豊富な見識と財界活動における幅広い経験にもとづき、多様な視点から意見を述べていただくことにより、経営の監督機能をより高めることができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 8 | れた豊富な知見や専 | 昭和47年4月 日本銀行入行 昭和56年2月 同行ニューヨーク事務所エコノミスト 平成6年11月 同行高松支店長 平成10年6月 同行調査統計局長 平成14年3月 帝國製薬株式会社代表取締役社長に就任 平成20年6月 四国化成工業株式会社社外取締役に就任 平成23年6月 同社代表取締役社長に就任 平成25年6月 当社取締役に就任 現在に至る 平成25年6月 当社取締役に就任 現在に至る 平成26年7月 株式会社iPSポータル代表取締役社長に就任 現在に至る 平成26年7月 株式会社iPSポータル代表取締役社長に就任 現在に至る 「重要な兼職の状況」 株式会社iPSポータル 代表取締役社長 東邦ホールディングス株式会社 社外取締役 した理由] 社外取締役であり、かつ他社において代表取締役社長を現任され 門性、幅広い経験のもと、多様な視点から意見を述べていただくこ 高めることができると判断し、社外取締役として選任をお願いす | とにより、経 | |

| 候補者番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位、担当 [重要な兼職の状況] | 所有する当社 の株式の数 | |
|--------|--|---|-----------------|--|
| 9 | さい とう しげる 齋 藤 茂 (昭和32年1月26日) | 昭和54年11月 株式会社トーセ入社 同社開発本部長 昭和60年10月 同社取締役に就任 昭和62年2月 同社代表取締役社長に就任 平成16年9月 同社代表取締役社長兼CEOに就任 平成25年6月 当社取締役に就任 現在に至る 平成27年12月 株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEOに就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社トーセ 代表取締役会長兼CEO | 1,233株 | |
| | [社外取締役候補者とした理由] 齋藤 茂氏は、現在社外取締役であり、かつ他社において代表取締役会長を現任されており、培われた豊富な知見、経験のもと、多様な視点から意見を述べていただくことにより、経営の監督機能をより高めることができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

- (注) 1. 取締役候補者 立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の各氏を株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出を行っており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 2. 取締役候補者と当社との特別の利害関係について
 - (1) 村山昇作氏は、株式会社iPSポータル代表取締役社長であり、当社と同社との間に販売促進に関連する取引関係がありますが、その取引額は販売費及び一般管理費の0.1%未満と僅少であります。
 - (2) 上記以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 社外取締役候補者が当社取締役に就任してからの年数について
 - (1) 立石義雄氏が当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって11年であります。
 - (2) 村山昇作氏が当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - (3) 齋藤 茂氏が当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - 4 社外取締役との責任限定契約について

当社は、立石義雄、村山昇作および齋藤 茂の各氏との間で、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。なお、原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

5. ※印は、新任取締役候補者であります。

第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役(ただし、社外取締役を除きます。以下も同様です。)に対する業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2の範囲内で取締役会の決議にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成17年6月28日開催の第64回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額(年額480百万円以内)とは別枠で、株式報酬を当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。また、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり可決されますと、本株主総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役は、社外取締役を除く6名となります。

なお、本制度は当社子会社の取締役も対象とします。また、当社の執行役員と当社子会社の執行 役員を対象とした業績連動型株式報酬制度についても導入を予定しております。

2 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託(以下、「本信託」といいます。)に金銭を信託し、本信託 において当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の取得を行い、取締役に対して、 取締役会が定める株式交付規定に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通 じて交付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。その他、本制度の骨子につきましては、平成29年5月9日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の信託期間は、平成30年3月末で終了する事業年度から平成32年3月末で終了する事業年度までの3年間(以下、当該3年間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間経過後に開始する3年ごとの期間をそれぞれ「対象期間」といいます。)とし、取締役の報酬として、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、対象期間中に金750百万円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場(立会外市場を含みます。)を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の、当社の取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金のほか、当該子会社の取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、取締役会の決定により、対象期間(3年間)ごとに信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間中に金750百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、延長された信託期間内に後記(3)①のポイントの付与および後記(4)の当社株式の交付を継続します。

ただし、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ付与済みポイントに相当する全ての当社株式の交付を受けていない取締役がある場合には、当該取締役が未交付の当社株式の交付を受けて当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

取締役会で定める株式交付規定にもとづき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規定に定めるポイント付与日に、役位および業績に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に付与するポイントの総数は、各対象期間ごとに75,000ポイントを 上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0 (ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行ないます。)を乗じた数とします。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(3)の当社株式の交付は、各取締役がその退任時に所定の受益者確定 手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。 また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以 上

電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使について

- 1. インターネットによる議決権行使について
 - (1) お手続きの方法
 - ① 当社の指定する議決権行使ウェブサイト<u>http://www.web54.net</u>にアクセスしてください。
 - ② 議決権行使書用紙の右下に記載の「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
 - ③ 議決権行使書用紙の右下に記載の「パスワード」を入力し、株主様ご自身で改めて「パスワード」を設定してください。
 - ④ 画面の案内にしたがい、議案に対する賛否をご入力のうえ、ご送信ください。

(2) ご注意事項

- ① インターネットによる議決権行使は、平成29年6月26日 (月曜日) 午後5時までに行使してください。
- ② 携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。
- ③ 書面による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- ④ インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ⑤ 議決権行使書用紙の議決権行使コードが記載された部分を大切に保管していただくと ともに、ご入力いただいたパスワードは、忘れないようにご注意ください。なお、議 決権行使コードおよびパスワードのご照会には回答できませんのでご了承ください。
- ⑥ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- (3) お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル フリーダイヤル 0120 (652) 031 (9:00~21:00)

2. 機関投資家の皆様へ

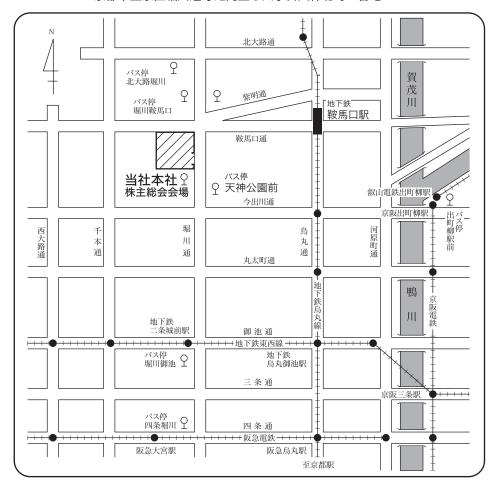
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人を含みます。)につきましては、議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

—— MEMO ——

—— MEMO ——

株主総会会場ご案内図

京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町1番地の1



■ 公共交通機関ご案内

地下鉄烏丸線「鞍馬口駅」下車鞍馬口通を西へ徒歩約15分

市バス「天神公園前」下車北へ徒歩 1 分

堀川御池から市バス⑨⑫⑥天神公園前下車北へ徒歩1分四条堀川から市バス⑨⑫⑥天神公園前下車北へ徒歩1分京都駅から市バス⑨天神公園前下車北へ徒歩1分出町柳駅から市バス①北大路堀川下車南へ徒歩約6分